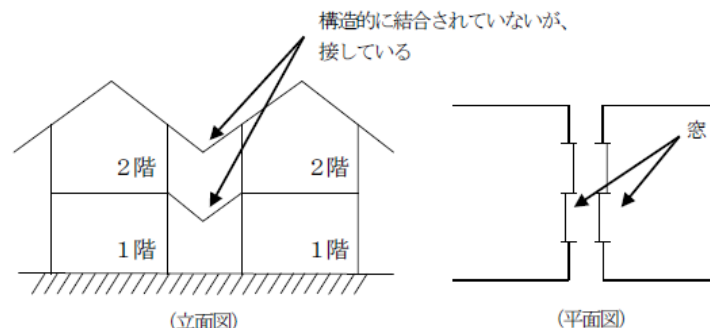


基準2 消防用設備等の設置単位に関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物には、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項をいう。）のない限り、棟であり、敷地ではないものとする。
- 2 棟とは、原則として、独立した1の建築物又は2以上の独立した1の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。
- 3 令第8条第2号の規定について、規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として、渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。
なお、当該原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。
- 4 建築物と建築物とが構造的に結合されておらず、かつ、屋根又はひさし等が接している場合若しくはかぶさっている場合は、別棟として取り扱う（第2-1図及び第2-2図参照）。

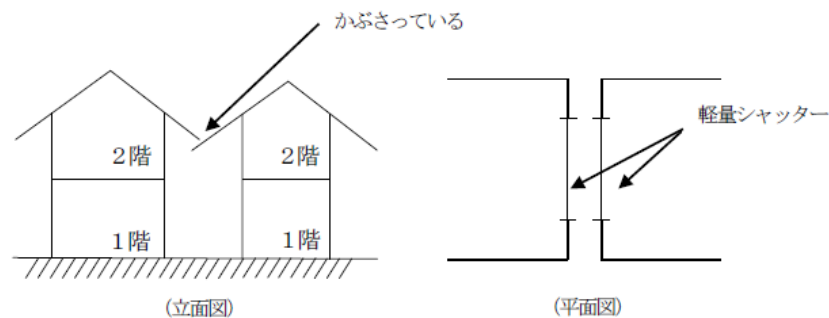
第2-1図

屋根が接している場合の例



第2-2図

屋根がかぶさっている場合の例



2 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定に関する事項

(1) 令第8条第1号について

ア 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。

図1

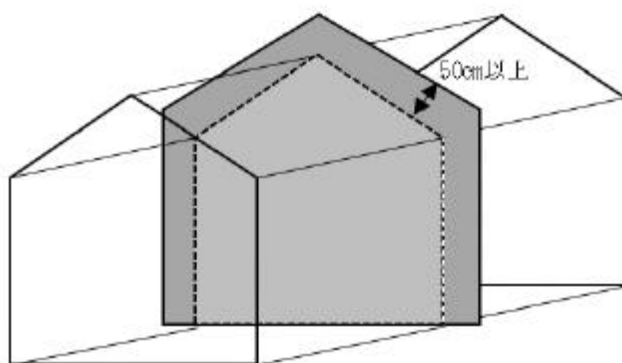
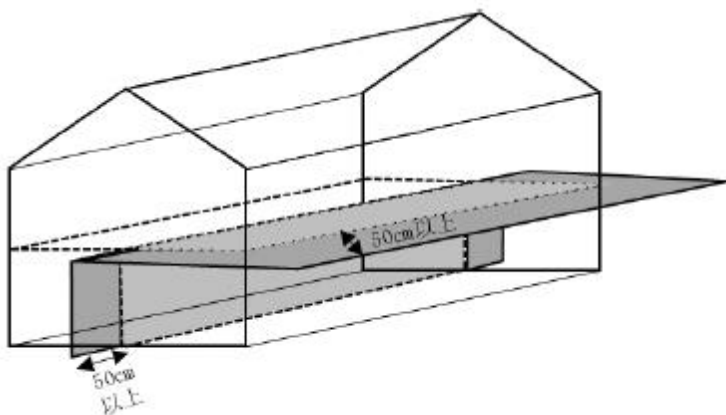


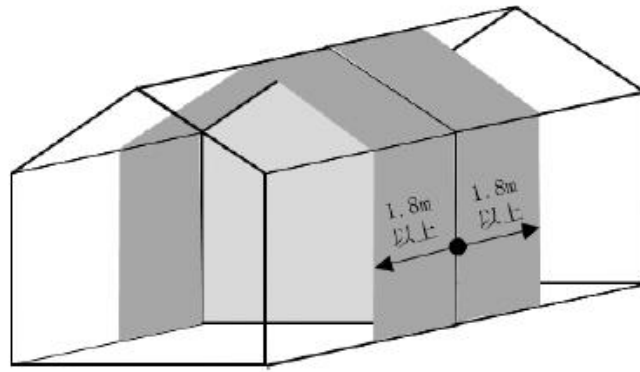
図2



ウ 規則第5条の2第3号ただし書きの規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

図 3



■：耐火構造（耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。）

エ 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

オ 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。

① 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

② 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

(2) 令第8条第2号について

規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下単に「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

(3) 壁等基準（令和6年3月29日消防庁告示第7号「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」をいう。）について

ア 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の図4から図6までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

図 4

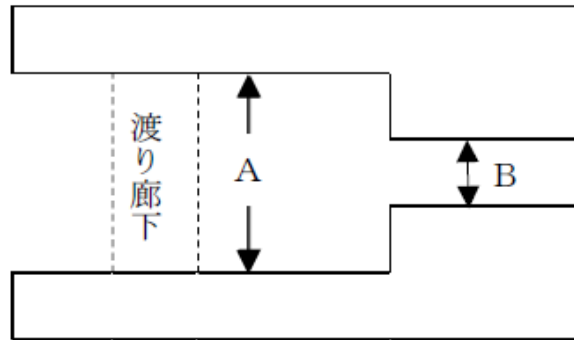


図 5

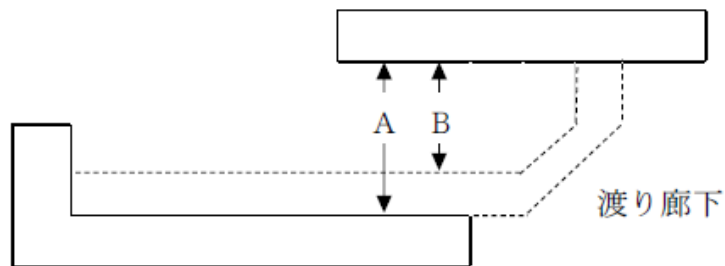
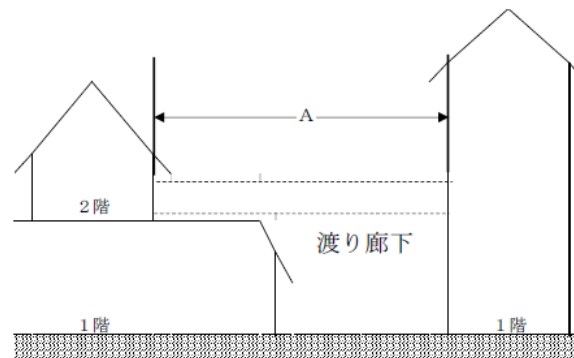
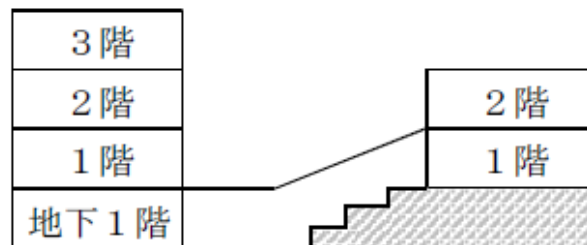


図 6



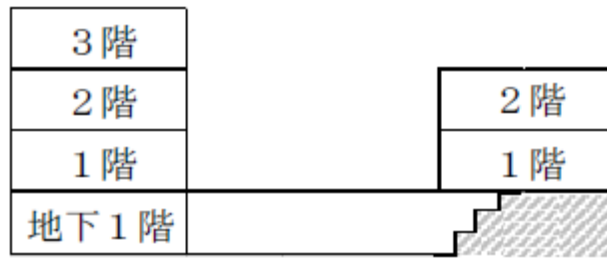
イ 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、次の図7から図9までとすること。

図 7



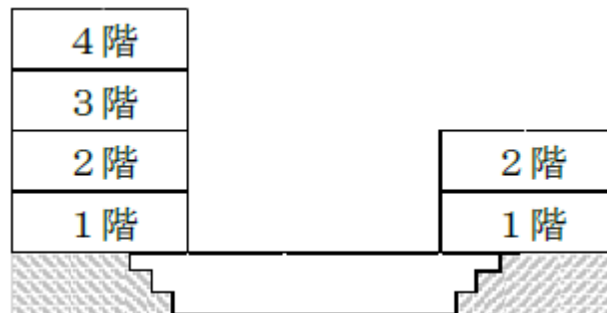
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

図 8



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

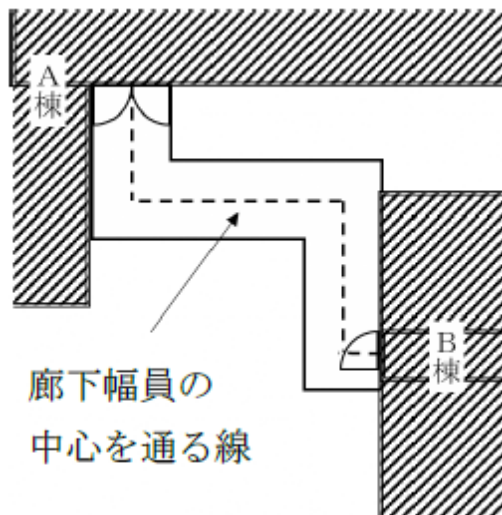
図 9



1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

- ウ 図 7 の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3m 以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第 3 第 2 号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。
- エ 壁等基準第 3 第 2 号(2)の規定中「開口部の面積が 4 m²以内」については、各階ごとに判定するものであること。
- オ 壁等基準第 3 第 2 号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、図 10 のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。

図 10



- カ 壁等基準第 3 第 2 号(3)ハの規定中「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。
- キ 壁等基準第 6 の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイ

ルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること（参考：類例としては、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼすことのないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある）。

3 その他

- (1) 法第 17 条第 1 項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることがとされている法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号に規定する消防用設備等について、令第 34 条の 2 に定める増築又は改築の判断にあたっては、1 の防火対象物で判断されることがとなるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が令第 8 条の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築又は改築も別のものとして考慮されるものであること。
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日以前、「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号。以下「26 号通知」という。）及び「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 31 日付け消防予第 53 号。以下「53 号通知」という。）が適用されている防火対象物であって、26 号通知及び 53 号通知並びに次に掲げる行政事例及びこれらに類する質疑応答に適合しているものにあつては、なお従前の例によることとして差し支えない。
 - ア 渡り廊下で結ばれた防火対象物の階の床面積の算定について（昭和 54 年 6 月 22 日付け消防予第 118 号（49））
 - イ 消防用設備等の設置に関する疑義について（昭和 58 年 4 月 14 日付け消防予第 62 号）
 - ウ 消防法第 17 条の 2 第 2 項の適用について（昭和 58 年 7 月 12 日付け消防予第 133 号）